

千葉県道路公社一般競争入札公告 第 26 号

南九十九里海岸津波対策工事（舗装工その6）の一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。
なお、この入札は、紙入札により執行する。

平成29年3月16日

千葉県道路公社 理事長 金谷隆司

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 南九十九里海岸津波対策工事（舗装工その6）
- (2) 工事を施工する場所 九十九里有料道路 大網白里市四天木
- (3) 工事期限 平成29年10月31日
- (4) 工事の概要
- ア 目的 南九十九里海岸の津波対策として、海岸堤防機能強化のため、九十九里有料道路を嵩上げする工事である。
- イ 規模等 工事延長 1,310m 幅員 9.0m
表層工 10,860 m² 基層工 10,860 m²
上層路盤工 10,860 m²
- ウ 構造形式 アスファルト舗装工
- エ 工法 機械舗装工
- オ 概要図 別に配布する工事概要図（平面図等を含む。）のとおりである。
- (5) 主要資材 再生アスファルト合材（密粒度 20） 1,366 t
再生アスファルト合材（粗粒度 20） 1,366 t
水硬性粒調鉄鋼スラグ（HMS25） 1,380 m³
- (6) 予定価格 落札決定後公表とする。
- (7) 入札方式
本件は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。
- (8) その他
本件は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、ほ装工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けてい

る者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。

- (2) 下記の工事を受注した者は、参加することができない。
- ・平成28年度「南九十九里海岸津波対策工事（舗装工その1）」
 - ・平成28年度「南九十九里海岸津波対策工事（舗装工その2）」
 - ・平成28年度「南九十九里海岸津波対策工事（舗装工その3）」
 - ・平成28年度「南九十九里海岸津波対策工事（舗装工その4）」
 - ・平成28年度「南九十九里海岸津波対策工事（舗装工その5）」
- (3) 下記の工事に参加しようとする者は、同時に参加することができない。
- ・平成28年度「南九十九里海岸津波対策工事（舗装工その7）」
- (4) 資格者名簿におけるほ装工事の格付がA等級である者。
- (5) 山武土木事務所管内、長生土木事務所管内、海匝土木事務所管内、夷隅土木事務所管内に本店がある者。
- (6) 当該工事に、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる者。
- (7) 過去15年間に、車道用アスファルト舗装工事を元請けで施工した実績のある者。
ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (8) 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することができない。
- (9) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ア この工事に係る設計業務等の受託者
- | | | |
|-----|-----------------|-------|
| 商号 | 国際航業株式会社 | 千葉支店 |
| 所在地 | 千葉市美浜区中瀬1-3 | |
| 商号 | 株式会社近代設計 | 千葉営業所 |
| 所在地 | 千葉市中央区新田町7-16 | |
| 商号 | 株式会社東京建設コンサルタント | 千葉事務所 |
| 所在地 | 千葉市中央区中央4-10-16 | |
- イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
- (ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- (イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (10) 次の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- 経常JVにあっては、構成員のすべてが該当しないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (11) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ア 評価方法を特別簡易型とする。
- イ 「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を 20 点とする。
- ウ 「加算点」の算出方法は、下表（2）の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に 20 点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
- エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去 10 年間の同種工事の施工実績により評価する	1 点	国・県・市町村等の実績あり	1 点
		その他の実績又は実績なし	0 点
イ 工事成績評定 ・千葉県所掌工事（千葉県道路公社発注工事を含む）（ほ装）における過去 2 か年度間の工事成績評定点の平均値により評価する ・対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす	6 点 ～ - 4 点	80 点以上	6 点
		80 点未満 77.5 点以上	5 点
		77.5 点未満 75 点以上	4 点
		75 点未満 72.5 点以上	3 点
		72.5 点未満 70 点以上	2 点
		70 点未満 65 点以上	0 点
ウ 優良工事表彰 ・過去 2 か年度間のほ装工事における優良工事表彰を評価する	2 点	知事表彰あり	2 点
		なし	0 点
エ 事故及び不誠実な行為 ・千葉県所掌工事（千葉県道路公社発注工事を含む）における過去の事故及び不誠	0 点 ～ - 4 点	平成 28 年 3 月 31 日迄に発生した過去の事故及び不誠実な行為	
		なし	0 点

実な行為の有無		過去1年間に文書注意あり	-2点
		過去2年間に指名停止あり	-4点
		平成28年4月1日以降に発生した過去の事故及び不誠実な行為	
		なし	0点
		過去6か月間に工事事務による文書注意あり	-1点
		過去1年間に工事事務による指名停止あり	-2点
		過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	-2点
		過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	-4点
オ ISO認証取得 ・ISO9001又はISO14001の取得について評価する	1点	取得あり	1点
		なし	0点
カ 手持工事量の状況 ・千葉県所掌工事（千葉県道路公社発注工事を含む）（ほ装）における「過去2か年度間の平均受注額」と「年間受注額」との比率	1点	1.0未満	1点
		1.0以上	0点
キ 配置予定技術者の施工経験 ・過去10年間の同種工事の施工経験により評価する	2点	国・県等の実績あり	2点
		市町村等の実績あり	1点
		その他工事の実績又は実績なし	0点
ク 継続教育（CPD）の取組状況 ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会、又は（公社）日本技術士会の推奨単位の取得状況を評価	1点	実績あり	1点
		なし	0点
ケ 主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事（千葉県道路公社発注工事を含む）における過去1か年度間の「業種：ほ装」での工事成績	1点	80点以上の実績あり	1点
		なし	0点
コ 舗装施工管理技術者の配置 ・舗装に関する協議時、舗装施工時、完成検査時等に配置する技術者資格	1点	1級舗装施工管理技術者の配置あり	1点
		なし	0点
サ 地域精通度 ・過去10年間の当該管内（山武土木事務所）での施工実績により評価する	3点	国・県等の実績あり	3点
		市町村等の実績あり	2点
		その他工事の実績又は実績なし	0点

シ 災害協定締結の有無 ・協定（「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」（県建設協））の締結を評価する	3点	山武土木事務所との細目協定の締結あり（本件工事箇所を適用対象とする）	3点
		千葉県との基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
ス 営業拠点 ・発注管内で災害業務基本協定を千葉県と締結している支店は本店扱いとして評価する	2点	発注管内に本店あり（発注管内とは、本件工事箇所に係る土木事務所（平成16年3月31日時点）の区域をいう）	2点
		なし	0点
セ 地域特有貢献 ・千葉県内での地域美化活動のボランティア実績、千葉県内在住の障害者雇用実績、千葉県内在住の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の女性雇用実績	1点	いずれか1件に該当	1点
		該当なし	0点
ソ 総合評価方式での履行義務違反 ・千葉県所掌工事（千葉県道路公社発注工事を含む）における総合評価方式での履行義務違反について評価する	0点 ～ -2点	なし	0点
		工事成績評定点の減点措置あり	-2点

イ 価格以外の評価項目における同種工事に該当する工事

企業の施工実績に求める同種工事とは、1工事当りのアスファルト舗装工（車道）の施工面積2,000㎡以上の工事を元請で施工した工事をいう。（施工面積については、1層当りの面積とする。）

配置予定技術者に求める同種工事とは、1工事当りのアスファルト舗装工（車道）の施工面積2,000㎡以上の工事を元請として施工管理実績がある工事をいう。（施工面積については、1層当りの面積とする。）

ウ 各項目の評価対象期間

- ・ 過去10年間の同種工事の実績及び当該管内での工事施工実績は、入札公告の前年度からの10か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成18年4月1日～平成29年3月16日）に竣工した工事を評価する。
- ・ 工事成績の平均点の評価対象とする工事は、
 - 1 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）に竣工した千葉県及び千葉県道路公社発注の総合評価方式で落札した同業種の工事成績を評価の対象とする。
 - 2 ただし、上記1に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間に竣工した千葉県及び千葉県道路公社発注の同業種全ての工事成績を評価の対象とする。
 - 3 ただし、上記2に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間に竣工した千葉県及び千葉県道路公社発注の同業種全ての

工事成績を評価の対象とする。

- ・ 過去2ヶ年度間の優良工事表彰は平成26年度及び平成27年度に表彰を受けたもの(25年度及び26年度工事)を評価する。
- ・ 千葉県所掌工事(千葉県道路公社発注工事を含む)における過去の事故及び不誠実な行為について、平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為による「過去2年間に指名停止あり」については指名停止期間が入札公告日から遡って2年間(平成27年3月16日～平成29年3月15日)にかかるものを減点の対象とする。

また、平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為による「過去1年間に文書注意あり」については文書注意日が入札公告日から遡って1年間(平成28年3月16日～平成29年3月15日)にかかるものを減点の対象とする。

平成28年4月1日以降に発生した不誠実な行為による「過去2年間に指名停止あり」については指名停止期間が入札公告日から遡って2年間(平成28年4月1日～平成29年3月15日)にかかるものを減点の対象とする。

また、平成28年4月1日以降に発生した不誠実な行為による「過去1年間に文書注意あり」については文書注意日が入札公告日から遡って1年間(平成28年4月1日～平成29年3月15日)にかかるものを減点の対象とする。

また、平成28年4月1日以降に発生した工事事故による「過去1年間に指名停止あり」については指名停止期間が入札公告日から遡って1年間(平成28年4月1日～平成29年3月15日)にかかるものを減点の対象とする。

また、平成28年4月1日以降に発生した工事事故による「過去6か月間に文書注意あり」については文書注意日が入札公告日から遡って6か月間(平成28年9月16日～平成29年3月15日)にかかるものを減点の対象とする。

年度単位ではない。

- ・ 千葉県所掌工事(千葉県道路公社発注工事を含む)における総合評価方式の履行義務違反は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去1か年度間(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)にかかるものを減点の対象とする。

エ 手持工事量比率の算出方法

- ・ 手持工事量比率 = 年間受注額 ÷ 過去2か年度間の平均受注額
- ・ 「年間受注額」とは、入札公告の日から遡って1年間(平成28年3月16日～平成29年3月15日)に契約した建設工事の契約額の合計額とする。

ただし、予定価格250万円未満の建設工事は除く。

オ 配置予定技術者を複数提出している場合は、配置予定技術者に係る「キ 配置予定技術者の施工経験」、「ク 継続教育(CPD)の取組状況」及び「ケ 過去1か年度間の工事成績」の評価点の合計値が最も低い技術者で評価するものとする。

カ 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、警察本部、教育庁、水道局、企業土地管理局(旧企業庁)、病院局、千葉県道路公社とする。

キ 上記に定めのない事項に関する評価点の算定にあたっては、「千葉県総合評価方式ガイドライン(平成28年4月)」に基づき行うものとする。

(3) 評価内容の担保

「配置予定技術者の能力」に記載された内容について、履行状況について検査を行う。受注者の責により履行(満足)できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

4 入札執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(1) 入札及び開札日時

平成29年4月25日(火) 午前9時30分

(2) 場所

千葉県道路公社

千葉市中央区中央2-5-1

千葉中央ツインビル2号館7階 会議室

5 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期間 平成29年3月31日(金)から平成29年4月4日(火)まで
(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 千葉県道路公社総務部総務企画課
千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

エ 提出部数 2部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成29年4月12日(水)以降、郵送により通知する。

6 技術資料の提出

本工事の入札参加を希望する者は、別に配布する、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料(以下、「技術資料」という。)を、提出しなければならない。

(1) 提出期間等

ア 期間 平成29年3月31日(金)から平成29年4月4日(火)まで
(県の休日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 千葉県道路公社総務部総務企画課
千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

エ 提出部数 2部

(2) 資料提出の事前申し込み

「5 入札参加資格の確認等」及び「6 技術資料の提出」に係る資料の提出は、電話により下記まで事前に予約の申し込みを行うものとする。

ア 期間 平成29年3月16日(木)から平成29年3月30日(木)まで
(県の休日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 千葉県道路公社総務部総務企画課
千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

なお、先着順とするため、応募が殺到した場合は、提出日時が希望に沿えない場合もある。

(3) 技術資料の様式

千葉県庁県土整備部技術管理課ホームページよりダウンロードして用いる。

7 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧及び無償配付を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間

平成29年3月16日(木)から平成29年3月30日(木)まで
(県の休日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

千葉県道路公社総務部総務企画課
千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。
希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配付

希望者に、次により設計図書等を無償で配付する。
ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 申込先及び配布場所

千葉県道路公社総務部総務企画課
千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

イ 申込方法

希望者は、平成29年3月16日(木)から平成29年3月30日(水)までに、千葉県道路公社へ電話(会社名、住所、電話番号、担当者名及び工事名を連絡すること)により申し込むこと。(県の休日を除く。午前9時から午後5時まで)
また、一度申し込んだものを取り消す場合も申込期間内に連絡すること。

ウ 配布期間 平成29年3月16日(木)から平成29年3月30日(木)まで

エ 配布時間 午前9時から午後5時まで

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、千葉県道路公社理事長あてに書面により提出すること。

ア 提出日 平成29年3月17日(金)から平成29年3月30日(木)まで

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出先 千葉県道路公社総務部総務企画課

千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

質問に対する回答は、平成29年4月13日(木)に時間を指定した上で行う。

8 入札保証金 免除

9 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額とすること。

10 工事費内訳書の提出

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

なお、工事費内訳書には、原則として県の定めた様式を使用するものとする。

ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることもできるが、この場合は次に定める要件を備えていることを要する。

ア 内訳については、原則として縦覧用または配布用設計図書等の項目ごとに数量、単価、金額を明記する。

イ 記載を要する項目については、工事種別ごとに次の表のとおりとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目内訳まで
その他の工事	内訳細別(新土木工事積算体系の工事工種体系における細別)まで

(2) 工事費内訳書は、入札日の入札書提出前に提出すること。

(3) 工事費内訳書は、「千葉県道路公社発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」(平成27年3月24日制定)(以下、「取扱要領」という。)によるものとする。

(4) 取扱要領第5条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

11 調査基準価格

(1) 本件は低入札価格調査制度が適用される入札である。よって、調査基準価格を設定する。

12 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(1) 入札価格が、千葉県道路公社建設工事等契約事務取扱実施要領第 11 条により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

13 低入札価格調査

(1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定の通知をする。

(2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。

(4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者から書類の提出の指示があったときは、開札日の翌日から起算して 5 日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された当該書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならないが、規定の期日までに提出しない者のした入札は無効とする。

(5) 調査の結果、「価格失格判定基準」又は「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。

14 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

15 配置予定技術者の確認

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。

また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。

(2) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

16 苦情等の申立て

(1) 本工事の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日以内（県の休日を除く。）（平成29年4月20日（木）まで）に、書面により千葉県道路公社理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

(2) 総合評価方式による入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、書面により千葉県道路公社理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から5日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

(3) 再苦情の申し立てについては、苦情の申立てに対する回答の日から7日以内（県の休日を除く。）に、書面により千葉県道路公社理事長に説明を求めることができる。

17 その他

(1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。

(2) 現場説明会は、実施しない。

(3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(4) 必要に応じて、施工計画に関するヒアリングを実施する。

(5) 提出された資格確認資料及び技術資料は、提出時に1部を返却し、残部については返却しない。

なお、公表し、また無断で使用することはしない。

(6) 工期は、事情により変更することがある。

(7) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。

(8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、過去2年以内に竣工した工事等に

関して、以下に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

ア 65点未満の工事成績評定を受けている者。

イ 発注者から施工中又は施工後において、瑕疵に起因し工事請負契約に基づく補修（軽微な手直しは除く。）又は損害賠償を請求された者。

ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

18 問い合わせ先

千葉県道路公社総務部総務企画課

電話 043（227）9331